

2025 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 e n i s h
住 所 東京都港区六本木六丁目 1 番 20 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 徳 孝 平
(コード番号: 3667)

問い合わせ先 管 理 本 部 管 理 本 部 長 高 木 和 成
TEL. 03 (6447) 4020

第 1 回無担保社債（私募債）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 26 日付の取締役会において決議した、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）に対する第 1 回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行に関して、本日付けで本社債の総額（300,000,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本社債の発行に関する詳細につきましては、2025 年 9 月 26 日公表の「第三者割当による第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 1 回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

<本社債の概要>

- | | | |
|-----|-----------------|----------------------------------|
| (1) | 社 債 の 名 称 | 株式会社 enish 第 1 回無担保普通社債 |
| (2) | 社 債 の 額 面 総 額 | 300,000,000 円 |
| (3) | 各 社 債 の 額 面 金 額 | 7,500,000 円 |
| (4) | 利 率 | なし |
| (5) | 払 込 金 額 | 額面 100 円につき 100 円 |
| (6) | 償 還 金 額 | 額面 100 円につき 100 円 |
| (7) | 払 込 期 日 | 2025 年 10 月 28 日 |
| (8) | 償 還 期 限 | 2026 年 9 月 14 日 |
| (9) | 償 還 の 方 法 等 | 満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 |
- (1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の 5 営業日（「営業日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。）前までに本社債に係る社債権者（以下「本社債権者」といいます。）に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。
- (2) 2025 年 10 月 29 日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は 54 円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。
- (3) 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、本社債権者は、繰上償還日の 5 営

業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。

- (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ第 20 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。
- (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。
- (6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。
- (7) 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に規定するものを意味します。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該償還を希望する日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。
- (8) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から (i) 当該時点において当社が本 (8) に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び (ii) 本社債の発行要項第 2 項に基づき金 300,000,000 円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額（7,500,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の 3 営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還します。

(10) 総 額 引 受 人 EVO FUND

以 上